

特集

だれもが安心して暮らせるまちを

障がい者サポーター制度 まもなくスタート!

障がいの有無に関わらず、だれもが安心して暮らすためには、互いに支え合い、理解し合うことが大切です。皆さんは、まちなかで白い杖を持った人や、車いすに乗った人が困っている場面に立ち会ったことはありませんか。そのとき何か手助けができましたか。

市は、障がいのある人に手助けをする人の輪を広げるため「障がい者サポーター制度」を始めます。今回の特集では、同制度を中心に、市の障がい福祉制度などを紹介します。詳しくは、障がい福祉課（☎47-7298）へ。

障がい者サポーター制度って何？

障がいと一言で言っても、その特性は幅広く、困っていることもそれぞれです。

「障がい者サポーター制度」の目的は、市民の皆さん一人ひとりが、多様な障がいについて理解を深め、障がいのある人の社会参加を後押しできるような“心のバリアフリー”を推進することです。

この制度では、障がいの特性や配慮を理解し、必要な手助けを実践する人を「障がい者サポーター」として認定します。



サポーターにはグッズが交付され、それを身に付けることで、障がいのある人は困ったときに声をかけやすくなります。

また、個人だけではなく企業や団体も「障がい者サポート企業・団体」として認定し、認定証とシールを交付します。

サポーターの輪が広がることで、障がいのある人もない人も、だれもが安心して暮らせるまち大垣の実現を目指します。



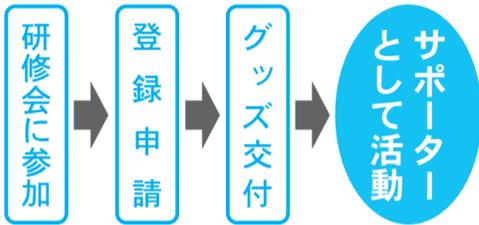
「障がい者サポーター」になるには・・・

サポーターになるには、専門的な知識などは不要ですが、市が実施する1時間程度の研修会への参加が必要です。その後、登録申請を行うことで、サポーターとして認定され、グッズが交付されます。

サポーターの皆さんには、次のような活躍が期待されます。

- ◇障がいや障がい者について積極的に理解する
- ◇暮らしの中で障がいのある人に対して配慮する
- ◇障がい福祉に関するボランティアやイベントなどへ参加する
- ◇家庭、職場、学校など、地域社会でサポーター制度を広める

研修会は、「障がい者サポーター制度」発足記念講演会（詳細は下記）を皮切りに、年間を通じて随時開催する予定です。



「障がい者サポート企業・団体」になるには・・・

次の事項のうち、2つ以上に該当する企業・団体を、申請により「障がい者サポート企業・団体」に認定します。

- ①「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める法定雇用率を超えて障がい者を雇用していること
 - ②事業所や店舗のユニバーサルデザイン化を推進していること
 - ③従業員や職員の3分の1以上が障がい者サポーターの登録をしていること
 - ④障がい者施設の商品の購入または販売場所の提供など、障がい者施設の販路拡大に大きく寄与していること
 - ⑤障がいのある人を支援する取り組みや、障がい福祉に関する市民の理解を促進する取り組みを実施していること
 - ⑥そのほか、障がい福祉に資すると認められる取り組みを実施していること
- サポーター企業・団体には、次のような活躍が期待されます。

- ◇障がいのある人が働きやすいと感じる職場環境の整備
- ◇バリアフリーな施設の整備やスタッフの育成
- ◇障がい福祉施設と連携した商品開発・販売



「障がい者サポーター制度」発足記念講演会

【とき】 1月14日(土) 13:30～15:30 <参加無料>
【ところ】 総合福祉会館 5階ホール

※内容/日本ユニバーサルマナー協会の岸田ひろ実さん=写真=による「バリアバリューから人生を変える～障がいをマイナスから価値へ～」と題した講演会と、障がい者サポーター研修会

- ※定員/200人（先着順）
- ※備考/サポーター登録した人には、バッジなどのグッズを交付します
- ※申込/障がい福祉課（☎47-7298）へ



障がい者(児)のための在宅・施設サービス

障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病）にかかわらず、必要に応じて在宅や施設でのサービスを受けられます。

【**居宅介護(ホームヘルプ)**】 自宅での入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

【**重度訪問介護**】 重度の障がいにより、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援など

を総合的に行います。

【**行動援護**】 自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

【**同行援護**】 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人

に、外出支援を行います。

【**短期入所(ショートステイ)**】

自宅で介護する人が病気の場合などで、短期間、夜間も含め、施設で入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

【**療養介護**】

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活



の世話をを行います。

【**生活介護**】 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

【**施設入所支援(障害者支援施設での夜間ケア等)**】 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

